

2025年11月号

会員と商工新聞読者を増やすための紹介と運動募金にご協力をお願いします

目黒民商ニュース

目黒民主商工会
目黒区目黒本町6-16-9-105
TEL. 03.3792.8261
FAX. 03.3792.8263
megumin8261@outlook.jp

表2 特定親族特別控除額

●=特定扶養控除

子の合計所得金額	子の給与収入の年収	親の控除額	●
58万円以下	123万円以下	63万円	
58万円超~85万円以下	~150万円以下	63万円	
85万円超~90万円以下	~155万円以下	61万円	
90万円超~95万円以下	~160万円以下	51万円	
95万円超~100万円以下	~165万円以下	41万円	
100万円超~105万円以下	~170万円以下	31万円	
105万円超~110万円以下	~175万円以下	21万円	
110万円超~115万円以下	~180万円以下	11万円	
115万円超~120万円以下	~185万円以下	6万円	
120万円超~123万円以下	~188万円以下	3万円	
123万円超	188万円超	0円	

表1 基礎控除額(改正された範囲)

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
	令和7・8年分	令和9年分以降
132万円以下	95万円(58万+37万)	
132万円超 336万円以下	88万円 (58万+30万)	48万円
336万円超 489万円以下	68万円 (58万+10万)	58万円
489万円超 655万円以下	63万円 (58万+5万)	
655万円超 2,350万円以下	58万円	

給与所得の速算表(改正後)

給与等の 収入金額(A)	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円~ 1,899,999円	(A)-65万円
1,900,000円~ 3,599,999円	(A)÷4(千円未満切り 捨て)=(B) (B)×2.8~8万円
3,600,000円~ 6,599,999円	(B)×3.2~44万円
6,600,000円~ 8,499,999円	(A)×90%-110万円
8,500,000円以上	(A)-195万円

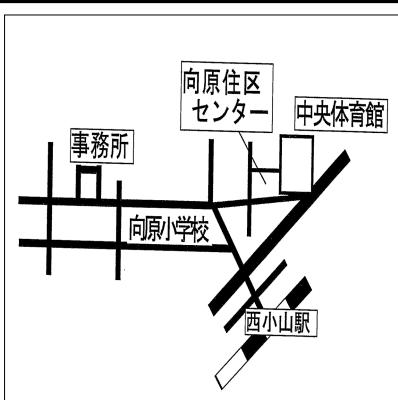
第2は、「特定親族(19歳から23歳未満)特別控除」の額の変更です(表2)。これも所得により控除金額が変更になりました。第3は、「給与所得控除金額」の変更です。これも給与の収入によって控除額が変更になりました。

「全国商工新聞10月27日号」は改訂点についての解説特集号でした。よく目を通していただきて正確な実務を行いましょう。

今年の年末調整と来年の「令和7年分確定申告」では、大幅な税制の改正点に留意する必要があります。

主な改訂の第1は、「基礎控除」の大幅な引き上げです(表1)。従来の一括48万円控除が、所得金額に応じた控除金額となりました。しかも令和7・8年分と9年以降との変更です。

1月25日(火)18時より
よろず相談会
弁護士・税理士による



会場 向原住区センター
日時 11月30日(日)
13時30分より

年末調整についての実務学習と会員懇親会を左記の日程・会場で行います。

年未調整学習・会員懇親会
事前に相談内容の概要を
相談会は、予約制で、
むね30分以内とさせて
いただきます。